

参考配布

平成 28 年 2 月 26 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

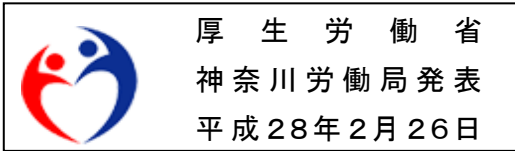
(電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、神奈川県労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、神奈川県労働局が配布した資料です。



厚生労働省
神奈川県労働局発表
平成28年2月26日

担 当	神奈川県労働局 職業安定部 需給調整事業課
	課長 藤田 美智緒 課長補佐 沼野 柄也 主任需給調整指導官 関野 貴史 電話 045-650-2810 FAX 045-650-2880

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

神奈川県労働局（局長：若生 正之）は、本日下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第5条に基づく労働者派遣事業停止命令並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく、労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分労働者派遣事業主

- 名 称 株式会社YSLソリューション
代表者の職氏名 代表取締役 長堀 真己
事業所の所在地 神奈川県横浜市中区長者町四丁目9番1号
許可番号 派14-301084(平成26年12月1日許可)
- 名 称 ユナイテッド・ネットワーク株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 中屋 英志
事業所の所在地 東京都江東区越中島一丁目2番7号
許可番号 派13-303084(平成19年9月1日許可)

第2 処分内容

- 株式会社YSLソリューション
労働者派遣法改正法附則第5条に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

2 ユナイテッド・ネットワーク株式会社

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり)

第 3 処分理由

ユナイテッド・ネットワーク株式会社は、派遣元事業主 4 社から派遣された労働者と、別の 1 社から供給された労働者を株式会社 YSL ソリューションに供給した。

さらに、株式会社 YSL ソリューションは、ユナイテッド・ネットワーク株式会社ほか 3 社から派遣又は供給された労働者と、別の派遣元事業主 13 社から派遣された労働者を IT 企業に供給し、IT 企業の指揮命令により情報システム開発等の業務に従事させており、これらの企業間でいわゆる「多重派遣」が行われていた。(事案の概要図 参照)

この違法な多重派遣により、ユナイテッド・ネットワーク株式会社が株式会社 YSL ソリューションを経由して IT 企業に供給していた労働者は、少なくとも平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、延べ 302 人日(実労働者数 7 名)であり、株式会社 YSL ソリューションが IT 企業に供給していた労働者は、少なくとも平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、延べ 2,876 人日(実労働者数 38 名)であった。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

株式会社 YSL ソリューションにおいては、

平成 28 年 2 月 27 日から同年 3 月 26 日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 全ての契約を対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

(1) 株式会社 YSL ソリューションにおいては、

- ①労働者派遣法第 26 条第 1 項 (契約の内容等)
- ②同法第 41 条 (派遣先責任者)
- ③同法第 42 条第 1 項及び第 3 項 (派遣先管理台帳)
- ④職業安定法第 44 条 (労働者供給事業の禁止)

(2) ユナイテッド・ネットワーク株式会社においては、

- ①労働者派遣法第 26 条第 1 項 (契約の内容等)
- ②同法第 32 条第 1 項 (派遣労働者であることの明示等)
- ③同法第 34 条第 1 項 (就業条件等の明示)
- ④同法第 35 条 (派遣先への通知)
- ⑤同法第 37 条第 1 項 (派遣元管理台帳)
- ⑥同法第 41 条 (派遣先責任者)
- ⑦同法第 42 条第 1 項及び第 3 項 (派遣先管理台帳)

⑧職業安定法第 44 条（労働者供給事業の禁止）

- 2 上記 1 の事項に係る労働者派遣法及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等、労働関係法令の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

* 労働者派遣法、労働者派遣法改正法、職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(昭和60年法律 第88号)

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣労働者であることの明示等)

第32条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示しなければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第40条の2第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単

位の業務について派遣元事業主が第35条の3の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
 - 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
 - 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
 - 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第2号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)
- 二 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣先の氏名又は名称
- 四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 六 始業及び終業の時刻
- 七 従事する業務の種類
- 八 第30条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置
- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行った日時及び内容
- 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十二 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)
 - ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め
 - ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知
- 二 第40条の2第7項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行った日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(抄)

(平成27年法律 第73号)

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

附則第5条 附則第3条第1項の規定により新法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者に対する

新法第14条第1項の規定による当該許可の取消し又は同条第2項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

○職業安定法(抄)

(昭和22年法律 第141号)

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

事案の概要図

